

札幌市困難を抱える若年女性支援事業実施要綱

令和3年3月12日子ども未来局長決裁

1 目的

この事業は、様々な困難を抱える若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は札幌市とする。ただし、市は、事業の一部（4（2）を除く。）について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。）に委託して行うことができるものとする。

3 対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、市が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年女性等」という。）とする。

4 事業内容及び実施方法

市は、以下の（1）から（4）の事業を行う。なお、各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市町村又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。

（1）アウトリーチ支援

困難を抱えた若年女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

ア 夜間見回り等

困難を抱えた若年女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などの巡回とSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用したアウトリーチにより、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。また、出張相談など若年女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

イ 相談及び面談

若年女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用した相談や必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声

掛けを行った若年女性等や居場所を利用していた若年女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、夜間見回りや面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、市が実施機関として福祉サービスの調整を行う。

(2) 関係機関連携会議の設置

市は、行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月1回程度開催することとする。

(3) 居場所の提供に関する支援

市は、若年女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

ア 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、市の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。

イ 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者と連絡が取れる体制を確保する。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、4の(1)アウトリーチ支援の相談対応を行う職員を活用するなど見守り体制を確保する。なお、居場所の提供に当たっては、公共施設等の既存の建物を活用することも可能とする。

ウ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得ることとする。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備することとする。

エ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

(イ) 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、市が実施

機関として福祉サービスの調整を行うこと。

(ウ) 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳等）を利用している者を居場所で支援した場合は、市につないだ上で、市が既福祉サービス提供市町村との調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

(エ) 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意する。また、女性相談業務を担う市の関係部署は自立支援計画策定への助言や策定のための会議出席等により、情報を共有するとともに計画の内容を確認する。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

(ア) 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(イ) 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(ウ) 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

(エ) その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

5 個人情報の取り扱い

本事業においては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないように、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこととする。

また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において個人情報の取扱いについて規定する。なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。

6 事業計画書の提出

事業の一部を委託して実施する場合は、委託先団体は市が定める様式により事業計画書を作成し、市の承認を得ることとする。

7 実施状況報告書の提出

事業の一部を委託して実施する場合は、委託先団体は市が定める様式により実施状況報告書を作成し、市が指定する期日までに市へ提出することとする。

8 その他この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。